

# 不適正事例について

令和3年度冷媒フロン類排出抑制方策検討業務 専門家派遣事業 研修会

---

# 全国の行政対応事例の傾向

---

# 令和2年度の行政対応件数について

- 令和3年度「フロン排出抑制法施行状況等に関する調査」によると、フロン排出抑制法に基づく行政対応事例(任意の指導も含む)について、令和2年度実績で42件の報告がありました。
- 行政対応に至ったきっかけは、「通常立入検査」が62%ともっと多く、次いで「その他」17%、「通報(苦情)」12%となっています。その他としては、「当事者からの相談」や「行為者本人からの自己申告」、「他の行政機関からの情報提供」等が挙げされました。

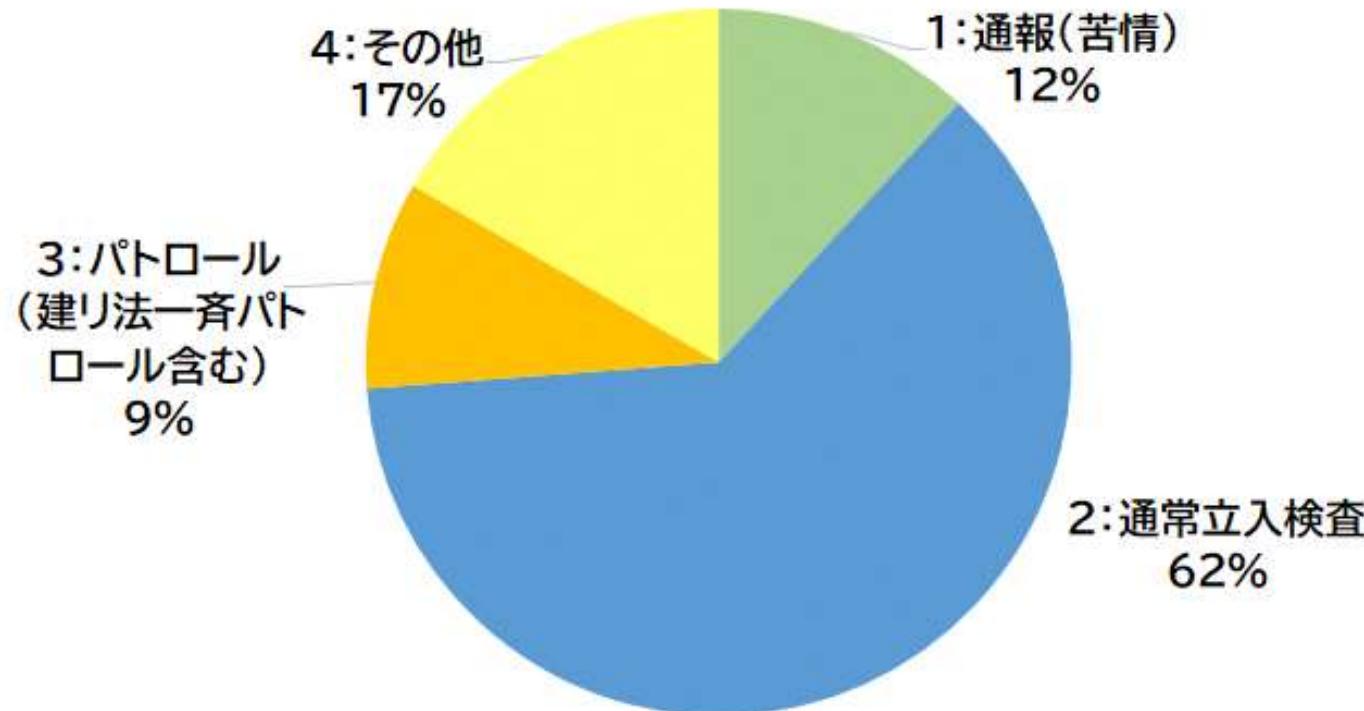


図 フロン排出抑制法に基づく行政対応に至ったきっかけ(N=42)

# 不適正行為の行為者について

- 行政対応の対象(不適正行為を行った者)は、「第一種フロン類充填回収業者」が38%ともっと多く、次いで「第一種特定製品の管理者」33%でした。

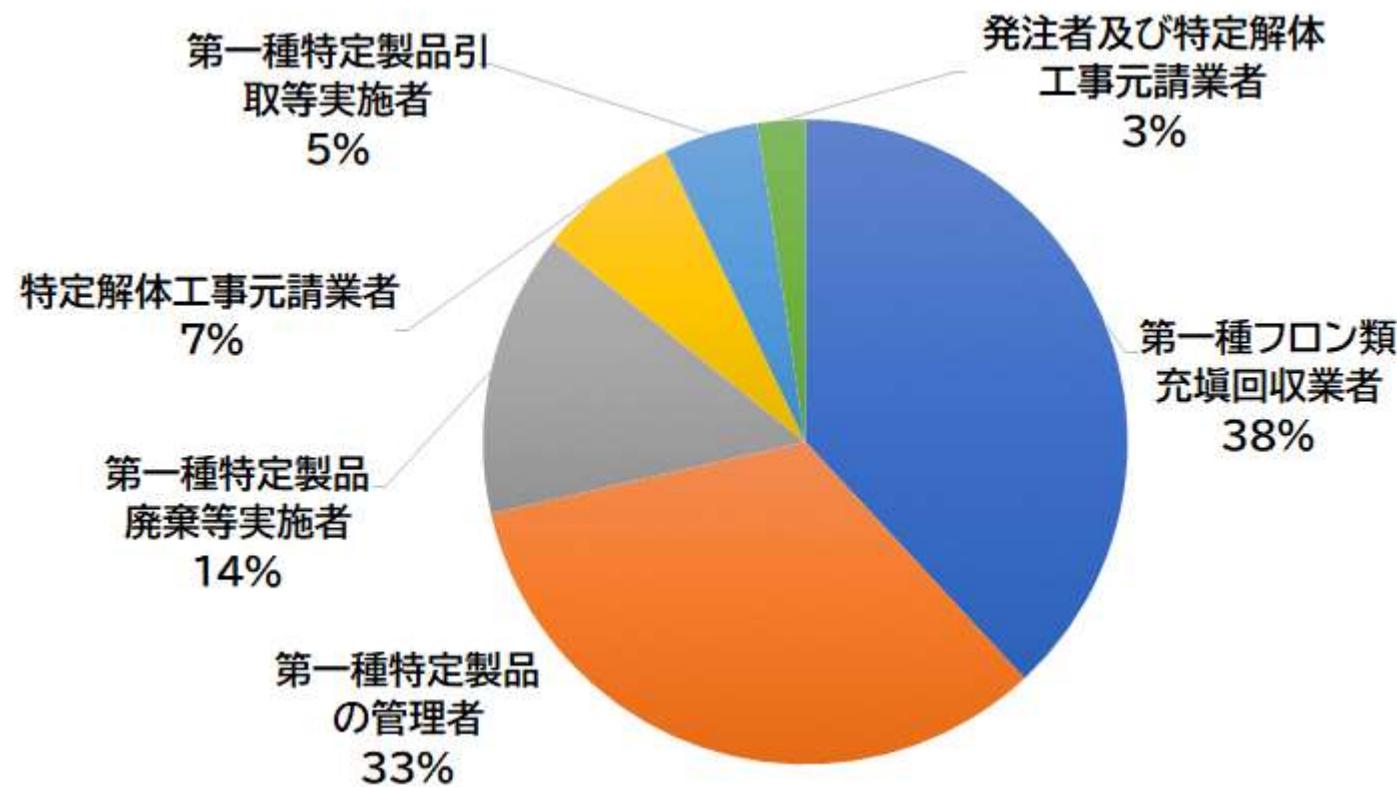


図 不適正行為を行った者(N=42)

# 不適正行為の内容と行政対応の状況について

- 不適正行為の内容としては、「法第16条」第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の遵守違反が13件でした。点検の未実施や点検記録簿の未保存等の行為が挙げられています。
- 次に「法第47条」充填量及び回収量の記録等に関する違反8件、「法第45条」引取証明書に関する違反6件となっています。
- 行政対応としては、報告徴収や立入検査を行った結果、「口頭指導」(48%)や「文書指導」(43%)が行われました。なお、勧告・命令・公表や刑事告発に至ったケースはありませんでした。

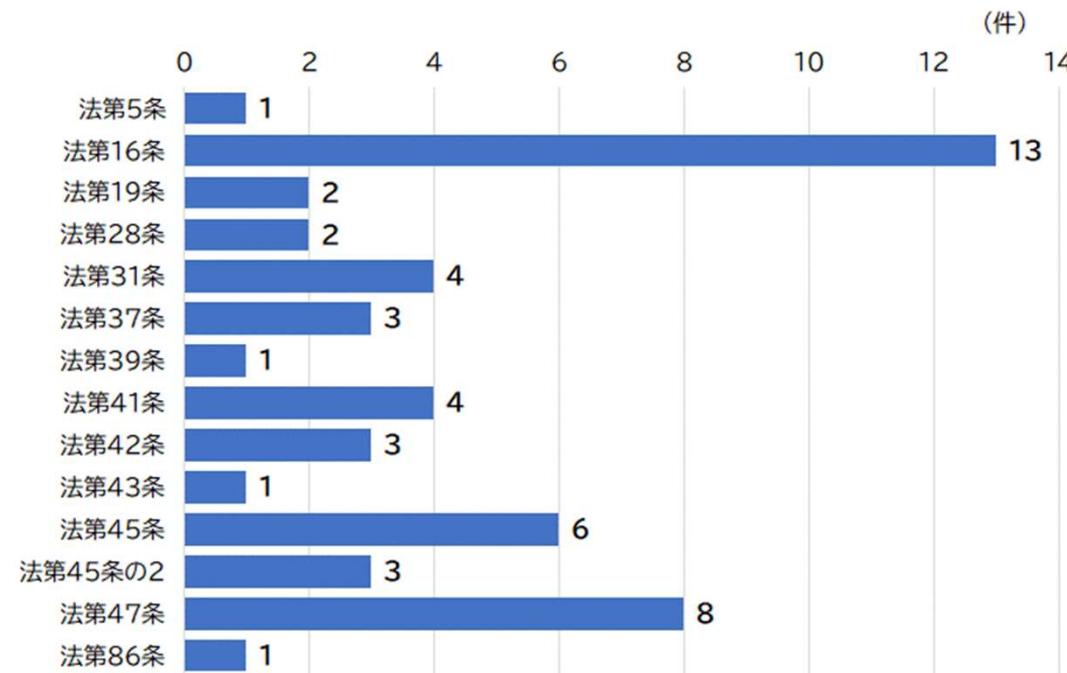


図 不適正行為内容(N=42)

※1件の行為で複数の法令違反に該当している場合あり

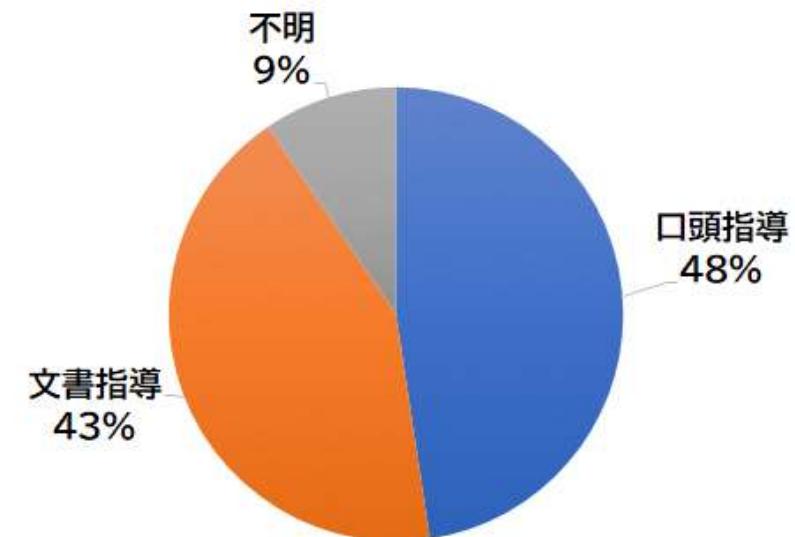


図 行政対応の状況(N=42)

# 不適正行為に対する指導事例について

---

# 1. 宮城県の事例

## ①フロン法の指導監督について



### ◆ 不適正行為に対する指導の事例

#### 1 無登録でのフロン類の充填・回収

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けずに、バルククーラー(ミルク冷却保存タンク)へのフロン類充填回収を実施したもの。(法第27条違反)

⇒ただちに、登録を受けさせた上で現地調査を実施し、報告書を徴収した。

#### 2 グループ企業間(A・B社)でのフロン類充填回収業務不適正処理

A社が第一種フロン類充填回収業者の登録を受けているにも関わらず、登録を受けないB社がフロン類の充填・回収業務を実施していた。(法第27条、37条、39条違反)

さらに、実際には充填・回収を実施していないA社が、毎年フロン類充填回収量報告を実施していた。(法第47条第3項違反)

⇒A社からの申告により発覚。保健所で現地調査を実施し、報告書を徴収した。

# 1. 宮城県の事例

## ①フロン法の指導監督について



### ◆ 指導の手法(口頭、文書指導等)

食品衛生責任者講習会での第一種特定製品管理者に対する周知  
⇒職員研修の一環でチラシを作成

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を処分する際は、  
**フロン類の回収を充填回収業者に依頼しましょう！**

(2020年4月1日施行)  
改定フロン排出抑制法により、業務用冷凍空調機器を処分する際の規制が強化されました。  
※ 業務用冷凍空調機器を処分する際にフロン類を回収しないと罰則が科せられます！  
※ フロン類の回収が証明できない業務用冷凍空調機器は引取ってもらえないません！！

**フロン類とは？**  
フロン類はエアコンの冷媒などに使用される物質です。代表的な温室効果ガスである緯度化効果の100～10,000倍という強力な温室効果があり、地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。

**業務用冷凍空調機器の処分をするには？**

1. フロン類の回収と機器の処分を **別々** 事業者に依頼する場合  
2. フロン類の回収と機器の処分を **同じ** 事業者に依頼する場合

1. 機器内のフロン類を **充填回収業者** に回収してもらい、フロン類を回収した証明書(引取證明書)を受取ります。その後、回収に係る費用は運送する人が負担します。荷役料・リサイクル料金と一緒に引き渡す時は、引取證明書を出し作成し、料金と一緒に渡してください。引取證明書(写し)だけでは、運送料・リサイクル料金と一緒に機器を引き渡すことができません。

2. 充填回収業者を受けた荷役料・リサイクル業者に依頼する場合には、フロン類の回収とあわせて機器を引き渡すことができます。

※ 機器回収業者の名前はこちる  
〔実施実績業者リスト〕  
〔実施実績業者リストホームページ〕

宮城県 環境省資源エネルギー局

**フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器とは？**

- ・業務用冷凍庫
- ・業務用冷蔵庫
- ・業務用冷凍ショーケース
- ・業務用冷蔵ショーケース
- ・ビルサーバー
- ・チャーターカース
- ・パッケージエアコン
- ・スポットエアコン
- ・自動販売機

など

出典：フロン排出抑制法パンフレット「導入版」を参考して作成

**業務用冷凍空調機器の見分け方は？**

対象となる業務用冷凍空調機器には、フロン類の標識・量が記載された路傍・シールが貼付されています。  
また、業務用冷凍空調機器のメーカーや販売店に問い合わせせる方法もあります。

**フロン使用機器 第一種実施基準**

この製品は実施として下記が載っています。  
○フローコンセントに表示するごとに記載することになります。  
○この製品を販売する場合は、フロン類の回収が義務付けられます。  
○この製品を販売する場合は、フロン類の回収が義務付けられます。  
○この製品を販売する場合は、フロン類の回収が義務付けられます。  
○この製品を販売する場合は、フロン類の回収が義務付けられます。

○フロン排出抑制法の場合は、以下の「フロン回収・精耕法」と記載されている場合があります。

詳しくは、「パンフレット」「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」をご確認ください。  
[http://www.mlit.go.jp/south/search/jampflet\\_hacon.pdf](http://www.mlit.go.jp/south/search/jampflet_hacon.pdf)

**● 記載し合わせ先**

窗口	電話番号	所轄区域
宮城県環境省土木部環境政策課 環境化科	022-211-2660	仙台市泉区泉郷
仙台保健福祉部健康物販	022-53-3118	白石市、南陽市、黒川町、七ヶ浜町、大河原町、村田町、伊具郡、川崎町
仙台保健福祉部健康物販	022-363-5566	牡鹿郡、多賀城市、喜多方市、利府町、石巻市、七ヶ浜町、大河原町、大穂町、丸森町
仙台保健福祉部健康物販	0223-22-6295	若林市、西沼町、亘理町、山元町
大崎保健福祉部健康物販	0229-97-6002	東松島市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、栗原町
石巻保健福祉部健康物販	0225-95-1418	石巻市、鹽灶市、東松島市、女川町
気仙沼保健福祉部健康物販	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町

出所)「令和3年度自治体におけるフロン排出抑制法施行支援ワーキング・グループ(第1回)」(R3年9月2日)より

## 2. 山形県の事例

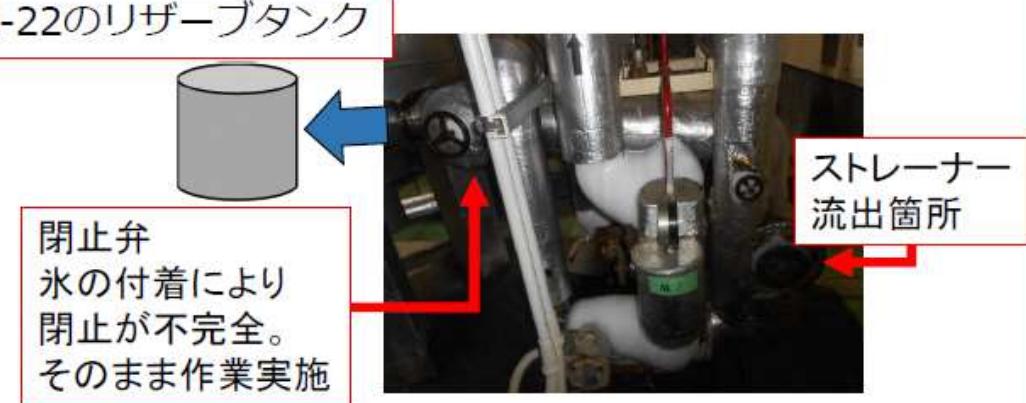
### ①フロン法の指導監督について

山形県

不適正行為に対する指導の事例、指導の手法（口頭、文書指導等）の紹介（知見として他の都道府県と共有すると良いと考えられる点など）

#### ●大型冷凍機のメンテナンス作業においてR-22が1.4t流出した事例

- 午後6時頃冷凍食品加工会社の従業員が不適切な方法で冷凍機のストレーナー交換作業を実施。
- 原因は冷媒内の水分が凝結してできた氷
- フロン排出抑制法第91条により事故に関する報告書の提出を要求。再発防止策の策定を指導。現在策定中。
- 高圧ガス保安法の事故届出事例



### 3. 千葉県の事例

#### ■ 1 フロン法の指導監督について

千葉県

##### ・不適正行為に対する指導の事例、指導の手法の紹介

###### ①管理者

立入時に簡易・定期点検を行っていないことが確認されたため、文書指導を実施し、改善計画の提出を求めた。

###### ②廃棄等実施者

フロン類を回収せずに機器を誤って廃棄した旨連絡を受けたので、顛末書を提出させた上で再発防止を口頭指導。その後他の違反が無いか確認するため立入実施。

###### ③充填回収業者

回収したフロン類を別の機器に充填した旨連絡を受けたので、顛末書の提出と立入検査での口頭指導を実施。

###### ④解体元請業者

立入時に事前説明等の書面を確認できなかつたため、文書指導を実施。

###### ⑤引取等実施者

機器の引取りを行っているが引取証明書（写）の保存を確認できなかつたため、文書指導を実施。

**勧告・命令、告発に至った事例無し。**

## 4. 東京都の事例

### 改正フロン排出抑制法に係る警視庁との連携事案（東京都）

#### 事案概要

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

#### 違反内容

##### （1）自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い

法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

##### （2）建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 4. 東京都の事例

### 警視庁と都の連携

法改正により直罰が追加されたため、警視庁に協力を依頼し、みだり放出などの不適正事案を撲滅するため連携して取り締まりを強化

- 警視庁に対して改正法の内容説明と周知を依頼（令和3年1月14日付け 2環改保第954号 警視庁生活安全部生活環境課長宛依頼文を発出）
- 警視庁との定期的な情報交換を実施
- 本事案では警視庁の通報により都が立入検査を実施、リーグディテクターによる現認、現場の大気を採取しフロンのみだり放出を確認
- 警視庁は、都の立入検査でフロンのみだり放出が確認されたため捜査に着手、事件化
- 都では、立入検査後、事情聴取の上、自動車販売会社、元請事業者、建物解体業者への勧告や是正指導を実施  
（勧告内容）自動車販売会社：委託確認書交付義務違反  
元請業者：再委託承諾書の事前受領及び再委託確認書の回付義務違反  
建物解体業者：充填回収業者への委託確認書の回付義務違反
- ・勧告流れ ①現場立入、②関係者のへの事情聴取、③勧告書交付、④是正確認
- 立入検査による現認、全ての関係者への徹底した調査、書面に基づく勧告などの行政指導や行政処分が、刑事処分の後押しとなる。

## 4. 東京都の事例

### 立入検査の様子

#### ■リーケディテクターによるフロン探知



#### ■配管切断部からフロン採取



#### ■採取したガスを分析し、フロンを特定

今回の事件化がリーディングケースとなり、全国のみだり放出取り締まりが進展することに期待

# 5. 静岡県の事例

## R2みだり放出通報事例

概要

【静岡県】

電話にてフロンの放出に関し通報 → 稲取交番と下田警察署に現場確認依頼→ 環境省フロン対策室に対応相談 → 県による現場立入

詳細

現場の様子

通報場所	静岡県賀茂郡東伊豆町
建物の概要	RC造 5階建 雑居ビル
建物・機器の所有者	A氏の娘（東京在住）
被通報者	A氏
通報者	現場の隣家の住人
第一種特定製品	業務用空調機（ダイキン工業株 製 RY80D）
フロン種類	HCFC (R22)



## 5. 静岡県の事例

### R2みだり放出通報事例

みだり放出の本来の対応

【静岡県】

警察が立件するか判断

警察が立件しない場合は静岡県で告  
訴するか判断

県が告訴した場合、警察は起訴す  
るか決定



point

- ・機器が第一種特定製品であるか
- ・所有者を特定（行程管理票の有無）
- ・充填回収業者がいる場合は、行程管理票の有無も確認
- ・みだり放出の証拠の有無

県の実際の対応

- ・警察が出向いたときには、すでに放出から1時間以上経過しており証拠がないため警察は立件をしないことを決定した。
- ・環境政策課にて現地確認及び被通報者に状況を確認したが、損傷した機器があるのみでフロンを放出したとは断定できなかつた。機器は古く既にフロンが抜けきった状態である可能性もあった。
- ・通報者が13時前後の現場の気体を6袋採取してあったため、採取された気体についてフロン再生破壊業者に検査を依頼し、フロン検知器でテストした結果、フロン類は検出されなかった。
- ・フロンを放出した確証がないことから、県は告訴をしないこととした。。
- ・A氏は複数の旅館の経営者であり、第一種特定製品の管理者であることから令和3年2月以降管理者としての義務が遂行されているか立入検査をすることで法への理解、遵守状況を確認する予定。

## 6. 愛知県の事例

### 指導事例①（愛知県）

#### 【指導対象】

水質汚濁防止法や大気汚染防止法等の他法令の規制対象にもなっているゴルフ場施設（第一種特定製品管理者）

#### 【経緯】

H29年の立入検査で簡易点検未実施、記録簿未作成であることを確認。その後2回の立入検査時に、記録簿の作成、簡易点検の実施を口頭にて指導するも、改善がみられなかつたので、文書にて指導を実施。

文書指導約1年後、簡易点検を実施している事を確認。

今後も継続した指導を実施予定。

## 6. 愛知県の事例

### 指導事例②（愛知県）

**【指導対象】** リース期間終了により返却された機器を廃棄したリース元会社（廃棄等実施者）

**【経緯】** 当該機器の使用者より引取証明書の写しについて、リース元会社へ問い合わせがあった事により発覚し、リース元会社が県に報告にきた。

使用時の管理者と廃棄等実施者が別であったリース品について、廃棄等実施者が第一種特定製品との認識無く不適正に処理してしまった。

当該機器は医療機器であり、第一種特定製品としての表示がされていなかった事も重なり、フロンが充填されていると認識無いまま、廃棄物・リサイクル業者へ処分委託してしまった。

廃棄等実施者に再発防止策等を提出させ、口頭指導した。

## 7. 京都府の事例

### 京都府のフロン対策の体制

- 大気環境保全担当課がフロン排出抑制法を所管  
(自動車リサイクル法、家電リサイクル法は循環型社会推進課が所管)
- 府内の政令指定都市及び中核市は、京都市のみ
- 京都市内（※）を本庁（環境管理課）が担当、京都市以外の府域を7つの保健所が担当  
※充填回収業登録にあっては、京都市内及び府外
- 担当職員数（課長、係長除く）は、本庁2名+保健所各1名、合計9名  
いずれも兼務

【京都府】



出所)「令和3年度自治体におけるフロン排出抑制法施行支援ワーキング・グループ(第1回)」(R3年9月2日)より

## 7. 京都府の事例

### ①フロン排出抑制法の指導監督について（1）

【京都府】

#### ●指導事例の紹介

- 事業者のISO14001更新審査が端緒となった事例

更新審査で行程管理票の保存義務違反の指摘を受けた事業者から相談があり、立入検査を実施。事案の経過や、令和元年法改正の内容も含めて法令遵守する旨の顛末書を徴収した。（※R2.4以降の事案であったが、ISO審査員から、引取等実施者に対する引取証明書写しの交付義務の違反の指摘はなかった。）

- 外部からの通報が端緒となった事例

フロン類みだり放出等の通報を受けた市消防部局から情報提供があり、合同で立入検査を実施した。立入先は、ボンベに替わるガス保管容器（多孔質素材）を開発する大学ベンチャー企業であり、フロン類の吸着実験を行っているとのこと。

みだり放出をしている様子は認められなかつたが、所有している一特に、点検等をしていなかつたため、管理者判断基準の遵守を文書指導した。また、今後、再度立入検査を行い、点検記録簿の整備状況等を確認する予定

- 充填回収量報告の収支の不整合が端緒となった事例（対応中）

令和2年度実績の報告において、回収した量と引き渡した量の収支が合わず確認したところ、回収したHFCを再生することなく別の機器に充填していたことが発覚した。

法第46条第1項の引渡義務の遵守について、文書指導等を予定している。

## 8. 香川県の事例

### フロン法の指導監督について

#### ◆ 第一種特定製品管理者

環境省「優先確認事業者リスト」内の事業者に立入検査をしたところ、第一種特定製品を多数所有しているにもかかわらず点検整備の記録を確認できなかつたので、報告を求めた。報告により、点検の未実施と漏えい量算定の未実施が確認されたため、口頭指導を実施した。その後、指導事項への対応について報告があったため、経過観察することとした。

#### ◆ 第一種フロン類充填回収業者

上記第一種特定製品管理者の機器整備を行っていた第一種フロン類充填回収業者に立入り、充填・回収証明書の記載事項の不備について口頭指導を実施した。

立入時に不備のあった充填回収業者には口頭指導のうえ再立入を実施する。現在のところ、再立入で改善がみられず更に指導を行った事例はない。

## 9. 愛媛県の事例

### 解体工事現場におけるフロン類の不適正処理事案について(愛媛県)

#### 【概要】

令和3年1月、解体工事現場において、フロン類が大気中にみだりに放出されている旨の通報があり、直ちに県の出先機関が現場立入を実施したところ、フロン類の残存状況を確認することなく解体工事を行っていたことが判明した。

(第41条 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務違反、第42条 特定解体工事元請業者の確認及び説明等義務違反)

#### 【対応状況】

解体工事を中止させ、当該事案に係る報告徴収を実施するとともに、第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の残存確認を実施させた。残存確認の結果、エアコン内にフロン類は残存していなかったが、**解体工事によってみだり放出が行われたかは判断できなかった。**(配管が破損していたが、当該工事によるものかは不明であった。)

第一種特定製品(業務用エアコン)については、後日、残存フロンの確認後、適切に処理させた。

## 9. 愛媛県の事例

### 現場の状況



↑立入時、外観状況

業務用エアコン室外機→



立入確認時には、既に解体工事が進んでおり、上写真の様な状態であった。  
工事業者によると、天井の解体作業の際に、空調の配管を破損させたおそれがあるとのこと。